

# 合併協議会だより

編集・発行 / 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

〒793-0023 西条市明屋敷60 西条市市民会館内  
TEL(0897)58-2735 FAX(0897)58-2778  
E-mail:gappeikyoutgikai@city.saijo.ehime.jp

□協議第50号 消防防災関係(その3)  
新規協議事項

□協議第50号 消防防災関係(その3)  
新規協議事項

□協議第47号 組織及び機構の取扱い

□協議第48号 各種事務事業(その他の事務事業)の取扱い

以上2件が確認されました。  
(内容は、11月特別号に掲載)

## 継続協議事項



新市名の名付け親大賞贈呈  
名付け親大賞の伊藤悦子さん  
に賞状と記念品の贈呈が行われ  
ました。

第13回 合併協議会会議概要	
日時	平成15年11月14日(金)午後1時30分
場所	西条市役所5階会議室
成年式	ただし、周桑における消防署
新規協議事項	合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。

合併時には、電話の市外局番は統一されませんが、119番通報は、新市内のどこから通報しても、西条市消防本部の通信指令台につながるようになります。

西条市消防本部	西条市新田183番地の1
西条市消防署	西条市飯岡3565番地の9 △救急出動の範囲(山間部、飯岡、神戸、橋校区・大町、玉津、氷見校区の一部)
西条市消防署 救急隊分遣所	周桑消防本部
周桑消防本部	周桑郡丹原町大字願連寺442番地の1
周桑消防署	周桑郡小松町大字大頭甲1086-10 △救急出動の範囲(小松町全域、東予市及び丹原町の一部)
周桑消防署 小松出張所	

2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、  
**地区公民館の使用料につ**

## 各中央公民館の調整案

合併前	合併後
東予市中央公民館	新市の中央公民館
西条市中央公民館	廃止・西条市総合文化会館に統合
丹原町中央公民館	廃止・該当施設はなし
小松町中央公民館	地区公民館へ移行

1 公民館管理運営  
1月3日  
▽丹原町  
現成人の日の前日  
▽西条市・東予市・小松町  
現在の各市町の成人式的開催日  
▽西条市・東予市・小松町  
成人の日の前日  
▽丹原町  
1月3日

□協議第51号 教育関係(その2)

いては、西条市の例により調整する。(無料とする。)

休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。(土日の利

用が可能になります。)

4 開館時間については、西条市

の例により調整する。

◆中央公民館 9時から22時

◆地区公民館 8時30分から17時・部屋の貸出は、鍵を預け22時まで可能

## 図書館管理運営

1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。

2 休館日については、西条市

の例により調整する。

3 開館時間については、9時30分から19時までとする。



▲移動図書館「かわせみ号」

以上2件が提案され、継続となりました。